

添付法令資料 3 :

ウズベキスタン法令ニュースレター ～原子力利用法の成立～

ウズベキスタン大統領は、2019年9月9日に「平和のための原子力の利用に関するウズベキスタン共和国法律」第 ZRU-565 号（以下「原子力利用法」という。）に署名した。同法は、翌日に公布され、同日施行された。

ウズベキスタンは、世界でも有数のウラン生産国であり、現在年間で約 2400 トンのウラン精鉱を生産し、世界のウラン生産量において約 4%を占めている。しかし、ウラン生産国であるにもかかわらず、これまで自国内での原子力利用はなされていない。

そこで、2018年に至って、7月19日付大統領令第 UP-5484 号により、市民の電力需要に対応し、また電力部門の多様化を図るため、この分野を所轄する機関として、内閣に付属する原子力発展庁（以下、「Uzatom」という。現在は、エネルギー省に移管されている。）が設置された。また、2019年2月には、2019年ないし 2029年間の 10年間の原子力利用開発コンセプトが承認されている（2019年2月7日付大統領決定第 PP-4165 号）。このコンセプトによると、ウズベキスタンにおいて初となる原子力発電所は、ロシア連邦政府との協力のもとで、2030年までに建設が完了し、同年に稼動する予定となっている。同原子力発電所には、「第3世代+」の原子炉 2基（各 1.2ギガワット、合計 2.4ギガワット）が設置される見込みである。

新たに成立した原子力利用法は、平和のために原子力を利用することに関連する諸関係を規律することを目的としており、全部で 59 条からなる。同法律は、原子力の利用分野における各種の規制（内閣、エネルギー省その他の各省庁の権限、業務のライセンス、原子力利用に係る作業等についての許認可、原子力施設において利用される装置等の認証、国家監督等）、原子力発電所及び放射性廃棄物保管所の配置及び建設、これらの稼動及び利用、放射能被害に対する損害賠償等に関して定めるものである。

ヤラシェフ・ノディルベック
ウズベキスタン共和国弁護士